

令和4年度

5月補正予算の概要

(5月20日専決分)

八代市

令和4年度5月補正予算 (5月20日専決分)

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	前年同期比
一 般 会 計 (第 2 号)	61,434,900	884,300	62,319,200	△ 7.5%
特 別 会 計	34,746,946	0	34,746,946	2.7%
企 業 会 計	7,564,072	0	7,564,072	5.4%
合 計	103,745,918	884,300	104,630,218	△ 3.5%

一般会計事項別明細

【歳入】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	15,296,969		15,296,969
2 地 方 譲 与 税	645,000		645,000
3 利 子 割 交 付 金	7,000		7,000
4 配 当 割 交 付 金	25,000		25,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	35,000		35,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	159,000		159,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,902,000		2,902,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	7,100		7,100
9 環 境 性 能 割 交 付 金	32,000		32,000
10 地 方 特 例 交 付 金	85,200		85,200
11 地 方 交 付 税	15,894,000		15,894,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,000		14,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	366,830		366,830
14 使 用 料 及 び 手 数 料	781,080		781,080
15 国 庫 支 出 金	10,791,225	882,027	11,673,252
16 県 支 出 金	5,338,247	2,273	5,340,520
17 財 産 収 入	86,792		86,792
18 寄 附 金	1,224,008		1,224,008
19 繰 入 金	1,322,907		1,322,907
20 繰 越 金	1,100,000		1,100,000
21 諸 収 入	901,642		901,642
22 市 債	4,419,900		4,419,900
歳 入 合 計	61,434,900	884,300	62,319,200

【歳出】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	354,369		354,369
2 総 務 費	7,264,383		7,264,383
3 民 生 費	24,479,898	693,168	25,173,066
4 衛 生 費	4,035,647	191,132	4,226,779
5 農 林 水 産 業 費	2,591,900		2,591,900
6 商 工 費	2,208,105		2,208,105
7 土 木 費	4,791,485		4,791,485
8 消 防 費	2,525,208		2,525,208
9 教 育 費	4,354,458		4,354,458
10 災 害 復 旧 費	1,695,141		1,695,141
11 公 債 費	6,580,679		6,580,679
12 諸 支 出 金	533,627		533,627
13 予 備 費	20,000		20,000
歳 出 合 計	61,434,900	884,300	62,319,200

一般会計補正予算

※注釈【コ】新型コロナウイルス感染症対策関連事業

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項	特 定 財 源
693,168	<p>【民生費】</p> <p>【コ】 (1) 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業 504,564 <u>(臨時特別給付金事業推進室)</u> 臨時特別給付金の支給対象に令和4年度の住民税非課税世帯が追加されたため、その支給に必要な経費を補正するもの。</p> <p>【支給額】 1世帯当たり10万円</p> <p>【支給対象者】 基準日（令和4年6月1日）において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯 （※住民税が課税されている者の扶養者からなる世帯を除く） （※すでに支給済みの世帯は除く）</p> <p>事務費：4,564千円 需用費（印刷製本費等）：258千円 役務費（郵便料等）：2,194千円 委託料（システム改修委託）：2,112千円</p> <p>給付費：500,000千円（5,000世帯×100千円）</p>	<p>国庫支出金 (10/10)</p> <p>504,564</p>
	<p>【コ】 (2) 子育て世帯への生活支援特別給付金給付事業 188,604 <u>(こども未来課)</u> 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国から示された緊急支援策の1つとして、低所得の子育て世帯への「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給する経費について補正するもの。</p> <p>【支給額】 対象の子ども一人当たり5万円</p> <p>【支給対象者】 (ひとり親世帯) ① 令和4年4月分の児童扶養手当を受給する者 ② 公的年金等を受けていることにより令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けない者 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当の受給者と同様の水準となっている者</p> <p>(その他の子育て世帯) ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者であって、令和4年度の住民税均等割が非課税である者 ② ①のほか、対象児童（18歳年度末までの子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下の所得要件いずれかに該当する者 ≪※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象≫</p> <p>○所得要件 ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である者 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者</p> <p>補正額 事務費：3,604千円 職員手当等（時間外手当）：2,395千円 需用費（印刷製本費）：71千円 役務費（郵便料等）：610千円 委託料（システム改修委託）：528千円</p> <p>給付費：185,000千円（3,700人×50千円）</p>	<p>国庫支出金 (10/10)</p> <p>188,604</p>

※注釈【コ】新型コロナウイルス感染症対策関連事業

(単位：千円)

款	主	要	事	項	特	定	財	源
補正額								
191,132								
	【コ】	(3)	新型コロナウイルスワクチン接種事業		191,132			
				(健康推進課)				
			新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目）を実施するために必要な経費を補正するもの。				国庫支出金 (10/10)	186,585
							(臨)	2,274
							県支出金 (1/2)	2,273
			対象者					
			①60歳以上の者					
			②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認めるもの					
			接種間隔：3回目接種から5か月以上経過					
			人件費（会計年度任用職員）	：	7,330千円			
			報償費（医師等謝金）	：	1,140千円			
			需用費（事務用品費・印刷製本費）	：	1,125千円			
			役務費（郵便料等）	：	7,866千円			
			委託料（ワクチン接種業務委託等）	：	172,532千円			
			使用料及び賃借料（レンタカー等）	：	1,139千円			
884,300								